

# 町有財産売払実施要項

令和8年4月1日

## 1、町有財産の所在地

海草郡紀美野町毛原宮地内

※所在地の詳細（地番、面積、金額等の詳細は、6ページの「売払物件一覧」をご覧ください。

## 2、申込受付

受付場所：紀美野町企画管財課(町役場本庁2階)

受付日時：随時(土、日、祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分

電話番号：企画管財課 073-489-5913 (直通)

## 3、申込資格

- (1) 個人または法人格を有する者
- (2) 市町村民税等を滞納していない方（同居（予定）者を含む。）
- (3) 暴力団及び反社会的行動を行う団体の構成員、暴力的不法行為を行う者並びに公序良俗に反する行為を行う者でないこと（同居(予定)者を含む。）
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業その他これらに類する業の用に供する利用に供する者でないこと
- (5) 騒音、振動その他周辺環境に支障を及ぼす利用を行う者でないこと
- (6) 近隣住民との紛争を引き起こす原因となるような利用を行う者でないこと
- (7) 法人の場合は、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者でないこと

## 4、申込方法等

(1) 申込方法 紀美野町(以下「町」という。)所定の「紀美野町普通財産売  
払申請書(様式第8号)」に必要事項記入の上、必要となる添付書類を添え  
て町へ申し込んで下さい。

(2) 添付書類(個人又は法人で提出書類が変わりますのでご注意ください。)

### 【個人の場合】

ア 住民票の写し

※市町村から発行された原本で、マイナンバーの記載がないもの

イ 印鑑登録証明書

ウ 市町村税の納税証明書(前年度、前々年度分)

### 【法人の場合】

ア 法人の登記簿謄本

イ 法人の印鑑証明書

ウ 市町村税の納税証明書(前年度、前々年度分)

エ 役員等に関する調書

(3) その他

申込資格がない場合や虚偽の記載等の不正が判明した場合、申込みは無効と  
なります。

(4) 申込みについての留意点

- ・お取引は、現状有姿取引とします。お取引対象地及び周辺隣接地の環境を  
現地において充分確認して下さい。
- ・公租公課(不動産取得税、固定資産税等)は、宅地等の登記完了日の翌  
日から個人の負担となります。
- ・提出書類は、返却致しません。

## 5、売払いの決定

先着順により決定を行います。

決定者には紀美野町普通財産売払申請結果通知書（様式9号）をもってお知らせします。

## 6、契約の締結について

### （1）土地売買契約の締結日

購入者と町との協議のうえ契約日を決定します。

### （2）土地の引渡し

土地代金の納入により、所有権移転登記手続きを行い登記完了後引渡しと致します。

### （3）契約解除に伴う損害賠償

契約解除に伴う違約金は、契約金額の一割に相当する金員とします。

### （4）契約及び所有権移転登記に購入者が必要な費用

○契約時 印紙税(土地売買契約書に貼付する収入印紙)

○登記時 登録免許税(和歌山地方法務局)

### （5）契約に必要な書類等

○実印

○印鑑証明書

※購入する土地は、共有名義にすることができます。この場合は契約前に申し出てください。

## 7、土地代金の納入について

### （1）土地代金

土地代金は6ページ「売払物件一覧」によります。詳しくは町（企画管財課）にお問い合わせください。

(2) 土地代金の払込み時期

土地代金は、土地売買契約締結後、町が指定する日までに納入して下さい。

(3) 支払先

契約締結時にお知らせします。

## 8、注意事項

(1) 売払物件の敷地内にゴミ、ガラ、粉砕、埋設物等が存在した場合の撤去に要する費用等は購入者の負担となります。

(2) 売払物件の地耐力調査及び土壌汚染調査は行っておりません。

(3) 建築物を建築する際に地盤改良工事が必要になった場合の費用等は購入者の負担とします。

(4) 各種供給処理施設（上水道・電気等）の利用に当たっては、各供給機関と十分協議してください。なお、利用に当たって必要な工事等については、購入者の負担において行ってください。

(5) 建築確認や開発行為をするにあたっては、建築基準法等の各種関連法令及び関連条例を遵守する必要がありますので、事前に関係機関にご確認ください。

(6) 売買契約締結の日から売払物件の引渡しの日までの間において、町の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害が生じた場合において、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

(7) 購入者は、売買契約締結後、売払物件に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

(8) 売払物件の引渡し後、売払物件の管理責任は購入者にあり、十分に注意を払い管理してください。また、修繕や整備、安全性の確保について必要となる一切の費用は購入者の負担となります。

- (9) 売買物件において工事等を行う際には、近隣住民に対し、丁寧な対応を心がけ、工事着手前に工事説明を必ず行ってください。また、工事等に伴う騒音、振動、埃等及び建築物を建設したことに起因する電波障害、風害、日影等の周辺への影響については、買受者の責任において対応してください。
- (10) 購入者は、売買契約に定める義務を履行しないために町に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

## 9、その他留意事項について

### (1) 契約不適合責任について

契約内容に適合しない状態があった場合における町の責任は、当該土地の引渡しの日から1年間に限るものとします。ただし、天災地変その他町の責めに帰することができない事由により生じたものについては、当町はその責任を負いません。

### (2) 建築物の基礎工事について

建築物を建築する場合、基礎工事の設計に当たっては、地盤の強度（支持力）が宅地ごとに異なりますので、地盤、地質等を十分調査し、適切な基礎工事を行って下さい。

### (3) 建築物建築までの維持管理について

購入後の宅地の草刈り等は購入者が責任を持って行って下さい。  
催告しても行わない場合は、町が代行して行うことがあります。この場合、費用については購入者に後日請求することとなります。

## 売払物件一覧

物件所在地	地目	土地面積 (m <sup>2</sup> )	売却価格 (円)
紀美野町毛原宮 5 番 4	宅地	154.65	1,660,000
紀美野町毛原宮 6 番 3	宅地	120.68	

お問合せ先

企画管財課 (直) 073-489-5913

町役場 (代表) 073-489-2430